



あなたのそばに人権相談員がいます!!

発行人 牧坂秀敏・小宮 豊

# 人権プラザ便り [ 結い ]

(財) 東京都人権啓発センター 〒111-0023 台東区橋場 1-1-6 TEL.03-5808-9682 (直通)

**こんな不安はどうする？ 最後の砦、生活保護制度の活用を！**  
**ひとりでも多くの方が、安心して暮らせるために人権相談へ！**

## ◇生活保護を利用したいのだが……◇

### ●一つの決断―「手術しなくてはならない」

前号で紹介した職人さんの話。思うように生活を立て直せないと、心が折れそうになります。働きたくても仕事がない。長年培ってきた職人技を活かしたくても、その機会をつかめない状態を脱却できないでいます。

以前、軽度の脳梗塞を起こして、救急車で搬送されたことがあります。大事には至りませんでした。最近、検査入院をして、血管が詰まっていることがわかりました。来年には、血管を広げる手術をしなくてはなりません。しかし、入院して手術をするにしても、先立つものがありません。途方にくれますが、家族と相談して、とにかく生活保護を申請する方向に舵を切りました。

### ●気がかりで不安なこと

ところが、いろいろと気になること、不安なことが頭をよぎります。まず、同居で働いている子どもが社会保険に入っている問題はないのか、生活保護を受けると、不都合は生じないのか、健康保険はどうなるのだろうか。また、生活保護では、親子三人だと、支給される保護費はいくらぐらいになるのだろうか、生活保護を申請すると、隣近所に聞き込みに入られるのではないか。このような不安を取り除くことで、安心して踏み出せます。

生活保護では、働いて得た収入は「就労収入」として認定されます。「給料総額」には、基本給のほかに家族手当・残業手当・通勤手当などが含まれ、ここから社会保険料（健康保険料・厚生年金保険料・雇用保険料等）等が天引きされ、「手取り額」となります。認定の対象となるのは、この「手取り額」です。

つまり、生活保護を利用するからといって、加入している社会保険などが打ち切られることはありません。も

ちろん、会社などの健康保険に加入している本人と被扶養者は生活保護を利用することで資格を失うことはありません。ただ自己負担の3割が、生活保護制度の医療扶助の対象となるだけです。受診するときは、保険証とそれに対応した医療券を持っていきます。

一方、国民健康保険に加入している人の場合は、国民健康保険法の規定により生活保護制度の利用開始に伴って、被保険者資格がなくなり、保険証を区市町村へ返還することになります。医療にかかるときは、事前に福祉事務所に申請すると、「医療券」が発行されて、医療扶助で給付されますので、自己負担は無料です。国民年金保険料は役所に申請をすると、免除されます。

気になる保護費ですが、60代の夫婦と30代の息子、3人家族であれば、東京都の基準でみると、おおむね生活扶助費17万円弱、住宅扶助費69,600円以内（家賃がこの範囲内）となります。

### ●家庭訪問で「家賃が高い」と言われたが…

さて、生活保護の申請をしました。そうすると、申請を受けた福祉事務所は地区担当者が家庭訪問して、詳しく話を聞いたり、書類の提出を求めたりして、生活保護が必要かどうかを調査します。そして、その調査結果をもとに要否決定（その世帯の最低生活費と収入を比較して、保護が必要かどうかを判断）をして、原則、申請から14日以内に保護を開始するかどうかの決定をして通知することになっています（生活保護法第24条第2項）。ただし、「日時を要する等特別な理由がある場合は、これを30日まで延ばすことができる」としています。しかし、この場合は「理由を明示」するようになっています。

なお、調査にあたって、「隣近所への聞き込み」などといったことは決してありません。生活保護の申請、受給の事実自体が秘密であり、被保護者の氏名・住所等も

非公開が原則です。

家庭訪問のときに、家賃が住宅扶助費よりも高いと指摘されました。保護が受けられるのか、と心配です。

でも、安心してください。家賃が高いという理由で保護申請ができないということはありません。家賃が住宅扶助の基準額をオーバーしていても、周辺の家賃相場や基準額との差額の程度、差額を埋め合わせ方法があるかなどを総合的に検討したうえ、やむを得ないものとして認められる場合が多いのです。

生活保護開始時点で家賃が基準額を超えている場合は、転宅を求められることがあります。転宅の費用が支給できる条件は限定されており、住宅がない、安い家賃の住宅への引っ越し、身体状況及び通勤や療養などの面で不適、グループホームへの入居などがあります。それらに該当する場合は、転宅費用が「敷金等」として一時扶助から支給されます（参考文献：『How to 生活保護－雇用不安対応版』現代書館発行）。

「生活保護」といえば、皆さんはどんなことをイメージしますか。「できることなら、生活保護を受けたくない（お上の世話になりたくない）。自分でやれる限り、やる」。また、「生活保護を受けると依存してしまっ、働く意欲もなくなってしまう」といった声を聞きます。

でも、生活が困窮し行き詰ってしまっからでは取り返しがつきません。「生活を立て直すために、公的な制度を利用する」という立場で、「自立を助ける」制度利用をぜひ、必要な方にはすすめてください。

### ◇人権プラザに吹く風は南風(ふえーめかし)◇

#### ●労働問題での事業者の対応

電話相談で労働問題といえば、労働者側からの相談が多いと思われるでしょうが、事業主側からの相談もあります。他の従業員に暴力行為や暴言を繰り返したり、職務指示に従わなかったりした従業員のことで相談がありました。相談日の直前、首をしめたり、足蹴にしたりと暴力をふるったので、即刻解雇とし、本人も納得して自宅に戻る。これらが懲戒解雇の要件を満たしているかどうかを確認したいという相談でした。

今回のケースは、明らかに懲戒解雇の理由にあたりませんが、「①解雇権の濫用を防ぐということで、使用者が懲戒を適正に行うためには、就業規則にその理由となる事由とこれに対する懲戒の種類・程度が明記されて、さらに、当該就業規則が周知されている必要があること。

②即日解雇については、労働基準監督署長の認定が必要とされる」ということでは、従業員に就業規則を周知されていなかったことが判明。どちらにしても、早急に労基署へ報告・相談することをすすめました。

結果的には、本人が「懲戒解雇はやめてほしい」といつてきたので、会社都合の普通解雇となりました。「本人の将来を考えて、受け容れました」という事業者のやさしさが本人に届けばいいのですが。殺伐とした社会ですが、ちょっと微笑ましい話です。

#### ●ホームページの効果

部落解放同盟東京都連のホームページ上で「人権相談」コーナーに私たちの取り組みが掲載されています。

先日電話を取って、どんな相談なのかを聞くと、堰を切ったように、子どもの自殺などに憤慨して、差別に対する怒りなどを話されます。最後に「話をきちんと聞いてくれて、ありがとうございました」とお礼の一言。聞けば、ホームページで電話番号を知ったといいます。

### ◇ともに課題解決に向けて歩みましょう◇

#### ●まずは、行動ありき！！

出張相談は、相変わらず続いています。『人権プラザ便り[結い]』は、そのリポートがメインです。1回の出張相談がきっかけで、継続した関わりが続いているケースもあります。私たちが関わる相談業務は「話を聞いて終わり」というケースは少ないと思っています。この人権プラザ便りでは、さまざまな現状とその取り組みを報告しながら、必要かつ的確な情報提供をふくめて、皆さんの力になれるよう精進していきたいと思ひます。

高齢化がすすむ各支部。動ける人も限られています。「実際に話を聞きに行けば、いろんな問題が出てくるだろう。でも、なかなか動けない」というのが現状です。

待っていても何も始まりません。気になるお宅へまずは足を運ぶ。ニーズなどを掘り起こし、解決すべき課題を一緒に取り組み、必要とあればサービスや社会資源につなげていきます。解決の道筋をつける作業を手がけることで、次なる展開がみえてきます。

問題が表面化した時は、手遅れということはよくあります。そうしないためには、実態把握とニーズの掘り起こしが求められます。まずは、行動ありき！！

2010年も残すところあとわずかです。2011年が、皆様にとって良き年になりますよう、ご祈念いたします。

来年もどうぞよろしくお願ひいたします。